

静岡県権限移譲方針の概要

1 方針策定の趣旨

本県は、計8次にわたる権限移譲推進計画を策定し、積極的に権限移譲を推進してきたが、市町の移譲希望事務が減少傾向にあるなど、近年の状況変化等を踏まえ、計画期間内での移譲事務を整理したこれまでの「権限移譲推進計画」に代えて、今後の権限移譲の基本的な考え方を整理した「権限移譲方針」を策定する。

2 権限移譲の基本的な考え方

これまでの取組

(1) 静岡県権限移譲推進計画（第1次～第4次）

①～③に配慮しつつ、市町村と県との役割分担を明確化

- ① 住民への近接性（住民に身近な事務は市町村が分担）
- ② 事務の関連性（窓口で手続きが完結することによる住民サービスの向上）
- ③ 市町村間の権限バラツキ防止（同規模の市町村で統一運用）

(2) ふじのくに権限移譲推進計画（第1期～第4期）

- ・ 権限・財源・人材の三位一体の権限移譲
- ・ 個別市町からの権限受入意向に対応した「手挙げ方式」を導入
- ・ 事務権限の執行主体の見直し（市町からの事務の返還）に関する考え方を整理

権限移譲の実績と課題

- ・ 累次にわたる計画に基づくこれまでの取組により、208法令2,787事務を市町へ移譲している。（令和5年4月1日現在）
- ・ 権限移譲に対する市町の基本的な考え方は「条件が整えば移譲を受ける」が大部分を占める一方、権限移譲事務量の増加と事務内容の高度化に伴い、事務処理体制の構築自体が課題
- ・ 権限移譲に対する評価は、権限の移譲により住民サービスの向上効果がある一方、処理件数が少ない事務は知識やノウハウの蓄積が課題

権限移譲事務の点検

- ・ 熱海市伊豆山地区で発生した土石流災害に係る行政対応検証委員会の提言を踏まえ、県民の生命、財産の安全、保全に影響が大きい事務について、法令や事務処理マニュアルのとおり処理が行われているかといった執行状況を点検
- ・ また、技術的判断を要する事務については、土木、建築等の専門職種の配置状況など、執行体制を点検
- ・ 点検の結果、一部の事務において不適切な事務処理や改善を要する執行体制が確認されたため、適正な執行に向けて、更なる市町支援の強化が必要

これからの取組（権限移譲の理念）

- ・ 市町の政策実現のために必要な権限を移譲
- ・ 移譲事務の適確かつ円滑な執行への積極的な支援

- ・ これまでの権限移譲推進計画に盛り込んだ理念を踏襲し、市町の政策実現のために必要な権限について新規の移譲を進める。
- ・ 既に移譲している事務については、市町が適確かつ円滑に事務を執行できるよう、県による積極的な支援を実施する。

3 権限移譲の理念を実現するための方策

方策1 市町の意向を踏まえた移譲と移譲後の柔軟な見直し

- ・ 市町の意向や移譲効果を踏まえた権限移譲の推進
- ・ 行政サービスの提供体制を県全体として最適化する観点から、行政手続のオンライン化の推進や、事務権限の執行主体の見直し（市町からの事務の返還）を検討
- ・ 新規移譲や執行主体の見直しに当たり、技術的判断を要する事務については、専門技術職員の配置状況や不在の場合の対応状況を考慮

方策2 事務執行の支援の強化

- ・ 引継ぎ資料及び事務処理マニュアルの作成・更新
- ・ 研修会、説明会等の実施
- ・ 事務ごとに県の相談窓口を設置
- ・ 県による継続的な権限移譲事務の点検を実施

4 権限移譲の基本的な手順

- ① 毎年度当初に、全市町に対して権限移譲の希望の有無を照会（市町が自主的かつ計画的な移譲希望事務を選定する際の参考とするため、既に一部の市町に移譲実績がある事務等を移譲候補事務として提示）
- ② 事務処理マニュアルの作成など、円滑な事務の引継ぎに向けて必要となる支援を実施
- ③ 「静岡県事務処理の特例に関する条例」に当該事務を追加
- ④ 研修会や説明会、意見交換会の開催、相談窓口の設置、マニュアルの更新など、移譲後も市町への積極的な支援を実施

5 その他

方針は、国の地方分権改革の推進など、県及び市町の権限に関する状況の変化等を踏まえ必要に応じて見直していく